佐賀県人権・同和教育研究協議会 会則

第１条（名　称）
本会は、佐賀県人権・同和教育研究協議会と称する。（略称　佐同教）

第２条（目　的）
本会は、人権と共生の社会を実現するために、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざす人権・同和教育の研究と実践につとめ、その推進をはかることを目的とする。

第３条（事　業）
本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
１．必要な事項の研究・調査・資料収集及び教育・啓発に関すること。
２．講演会・研究会・研修会等に関すること。
３．広報活動に関すること。
４．関係諸機関・団体との連携に関すること。
５．その他、目的達成に必要な事業。

第４条（会　員）
本会は、佐賀県内の市町関係部局・教育委員会の職員、及び幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の職員をもって組織する。

第５条（賛助会員）
本会は、必要に応じ賛助会員を置くことができる。賛助会員となるためには理事会の承認を必要とする。

第６条（構　成）
本会は、次の部・部会を設け、それぞれに部長・部会長を置く。選出については細則を別に定める。
〇社会教育部・・・地域部会
〇学校教育部・・・就学前教育部会・小学校部会・中学校部会・高等学校及び特別支援学校）部会・私学部会

第７条（役員・顧問）
本会に、次の役員を置く。但し、必要に応じ顧問等を置くことができる。
１．会　　長
２．副 会 長
３．理　　事
４　監　　査

第８条（役員・顧問の選出）
本会の役員・顧問の選出については以下のとおりとし、その細則は別に定める。
１．会長・副会長・監査は理事会で選出し、総会で承認する。
２．ⅰ）会長は市町教育委員会教育長とする。
　　ⅱ）副会長は市町教育委員会教育長・市町関係部局長・小学校長・中学校長・高等学校長の５名とする。
　　ⅲ）監査は社会教育部及び学校教育部より各１名選出する。
３．理事は原則として各市町より１名ずつ、各人権・同和教育研究会より２名ずつ選出する。
４．顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第９条（役員の任務）

本会の役員の任務については以下のように定める。
１．会長は、本会を代表し会務を掌理する。
２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理し、欠けた時はその職務を行う。
３．理事は理事会を構成する。
４．監査は、業務・会計を監査する。

第10条（役員の任期）
役員の任期は１年とする。但し再任を妨げない。補欠により就任したものの任期は前任者の残任期間とする。

第11条（会議）
１．本会の会議は、総会、理事会・幹事会とする。
２．総会は、各市町及び各幼稚園・保育所・学校の代表をもって構成し、議事は出席者の過半数をもって議決する。
３．総会は、会長がこれを招集し、本会運営に関する下記の事項を決議する。
　①　会則の変更
　②　前年度事業並びに決算
　③　新年度事業並びに予算
　④　役員の承認
　⑤　その他の重要事項
４．理事会は、会長が必要と認めた場合及び理事の３分の１以上の要請があった場合、会長がこれを招集する。理事会は、総会に次ぐ決議機関である。
５．理事会の議事は出席者の過半数をもって承認する。
６．幹事会は、会長・副会長・顧問で構成し、会長が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。幹事会は、会の企画、運営について審議する。

第12条（事務局）
１．事務局は会長の定める場所におく。
２．事務局に事務局員若干名をおく。うち１名を事務局長とする。
３．事務局員は会長が委嘱し業務の処理にあたる。

第13条（研究局）
本会に、研究局を置く。その構成・任務・その他の事項は別に定める。

第14条（各地区エリア研究会）
本会に、各地区エリア研究会を置く。その構成・任務・その他の事項は別に定める。

第15条（経　理）
本会の経費は、会費・負担金・補助金・その他の収入をもってあてる。

第16条（会計年度）
本会の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

付則
１．この会則は、１９８６年（昭和６１年）６月４日より実施する。
２．１９９４年（平成６年）６月６日に一部を改正する。
３．２００３年（平成１５年）６月２４日に一部を改正する。
４．２００４年（平成１６年）２月２７日に抜本的に改正し、２００４年（平成１６年）４月１日より実施する。（１９７０年１１月６日：佐賀県同和教育研究会発足、１９７４年4月２５日：佐賀県社会同和教育研究会発足、２００４年４月１日：佐同教学校教育部と社会教育部として再編）
５．２００４年（平成１６年）５月２５日に一部を改正する。
６．２００５年（平成１７年）５月２４日に一部を改正する。
７．２００６年（平成１８年）５月２６日に一部を改正する。
８．２０１１年（平成２３年）５月２０日に一部を改正する。
９．２０１２年（平成２４年）５月２８日に一部を改正する。